

海と風が創る伊豆諸島の未来

地域や自然との調和を目指す洋上風力

東京都では、伊豆諸島の5町村(大島町、新島村、神津島村、三宅村、八丈町)における洋上風力発電の導入可能性について、検討を開始しています。

1 伊豆諸島の防災力強化

伊豆諸島では現在、各島に設置された「内燃力発電所」によって電気がつられています。

この内燃力発電所では、A重油を燃焼させて発電しているため、CO₂などの温室効果ガスの排出量が多く、環境への負荷が大きいとされています。

また、発電に必要な燃料は本土からの海上輸送に依存しているため、天候や海象の影響を受けやすく、輸送が滞るリスクがあります。さらに、発電所が海岸沿いに立地している場合、南海トラフ地震などによる津波で被災し、電力供給が停止するおそれがあります。島が直接被害を受けていなくても、本土側が大きな被害を受ければ、燃料供給が途絶する可能性があります。

一方、洋上風力発電が設置されれば、本土からの燃料輸送に依存することなく、各島で電力を確保することが可能になります。さらに、島内に蓄電池などを併設することで、自然災害などの「もしもの事態」においても安定した電力供給が可能となり、島の暮らしを守る重要な備えとなります。

このように、洋上風力発電には、島の防災力を強化する大きな可能性が秘められています。



出典：内閣府「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループにおける検討状況について」

洋上風力の疑問に回答！

Q 洋上風力発電は誰が設置するの？ 町や村の費用負担はあるの？

A 洋上風力発電事業は、再エネ海域利用法に基づき、国の公募で選ばれた発電事業者が実施するものです。洋上風力発電の建設や運営にかかる費用は発電事業者が負担するため、町や村が費用を負担するものではありません。

Q 洋上風力発電が設置されると、島の電気代は安くなるの？

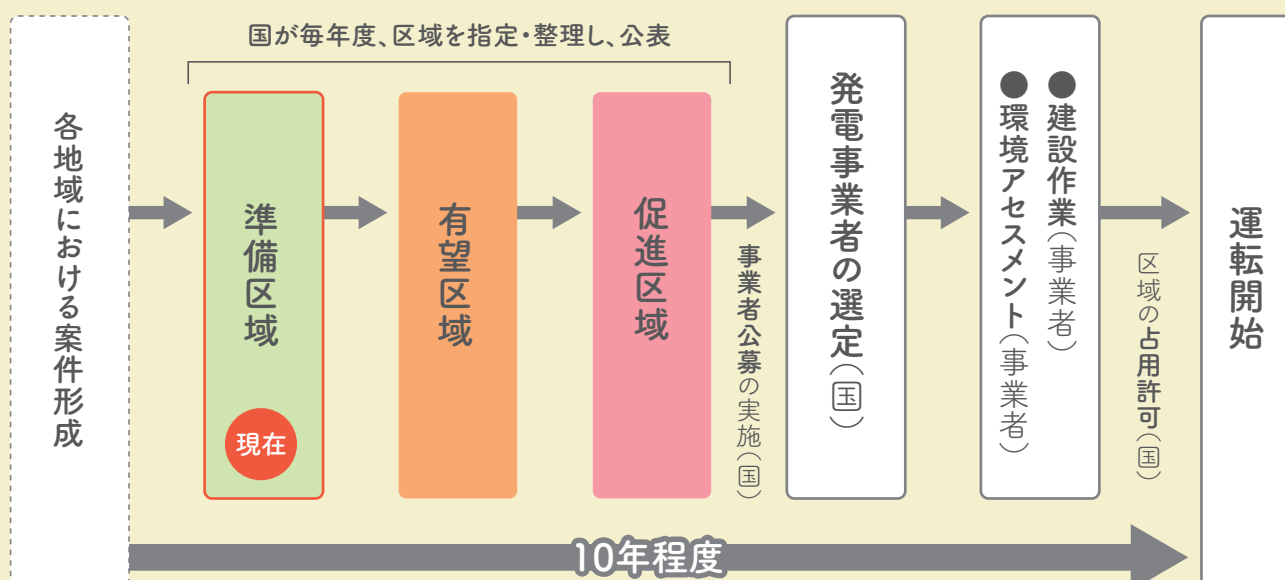
A 現在、各町村との「洋上風力発電に関する地域研究・検討会議」において検討を進めていますが、発電された電気は、まず各町村へ供給するとともに、電気代ができる限り安くなるよう、今後公募される発電事業者に対して要望していく予定です。

2 伊豆諸島のミライに向けて

2025年6月、伊豆諸島の5海域(大島町沖、新島村沖、神津島村沖、三宅村沖、八丈町沖)が、再エネ海域利用法における「準備区域」に整理されました。来年度以降も洋上風力発電についての調査・検討を進めていきます。

※準備区域…今後法定協議会を設置して具体的な協議を行うことを念頭に、利害関係者等との調整に着手している区域

再エネ海域利用法に基づく区域指定事業者公募の流れ



再エネ海域利用法とは？

再エネ海域利用法(正式名称:海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律)は、洋上風力発電を地域と調整を図りながら、計画的に進めるための制度です。

東京都では、地域の皆さまとの検討や意見交換の場として、「洋上風力発電に関する地域研究・検討会議」や「洋上風力発電に関する説明会」などを開催しています。

これらの地域での検討状況などを踏まえ、国が事業者を公募し、選定された事業者が洋上風力発電事業を実施します。

※2026年4月1日からは、法律名が「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律」に改められる予定です。

洋上風力発電の検討にあたっては、地域の皆さまのご理解とご協力が欠かせません。

今後も、「洋上風力発電に関する地域研究・検討会議」や「洋上風力発電に関する説明会」などを通じて丁寧に対話を重ね、漁業や自然環境などへの影響にも十分に配慮しながら、慎重に検討を進めてまいります。

将来につながる再生可能エネルギーの導入に向けて、引き続きお力添えをお願いいたします。

2025年度に制作した伊豆諸島における洋上風力に関する連載広報(全4回)、パンフレット、広報映像は、東京都のホームページで公開しています。ぜひご覧ください。 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/renewable_energy/offshore_wind

